

**第 62 回国民体育大会(秋田県)**  
**「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」 選択における事例**

● 実施要項総則第 5 項 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ、第 60 回又は第 61 回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手及び監督の資格で参加した者は、次の場合を除き、第 60 回又は第 61 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

- a 平成 18 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

(イ) 少年種別

- a 平成 18 年度に学校教育法第 1 条に規定する学校を卒業した者
- b 結婚又は離婚に係る者
- c 一家転住に係る者（別記 2「一家転住等」に伴う特例措置の考え方による。）

【基本】

	60 回大会	61 回大会	62 回大会	63 回大会	64 回大会
A 選手	東京都 (居住地)	×	×	秋田県 (勤務地)	秋田県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	60 回大会	61 回大会	62 回大会	63 回大会	64 回大会
B 選手	兵庫県 (居住地) [大学 3 年]	兵庫県 (居住地) [大学 4 年]	秋田県 (居住地) 新卒業者	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
C 選手	東京都 (居住地) [大学 4 年]	兵庫県 (居住地) 新卒業者	— (兵庫県)	兵庫県 (居住地)	兵庫県 (居住地)
D 選手	東京都 (居住地) [大学 4 年]	— 新卒業者 (東京都→大分県 へ転居)	×	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)

本大会[平成 19 年（平成 19 年度）]：

平成 18 年 4 月 1 日以降、平成 19 年 3 月 31 日までに卒業した者

【参考】第 62 回大会冬季大会[平成 19 年（平成 18 年度）]：

平成 17 年 4 月 1 日以降、平成 18 年 3 月 31 日までに卒業した者

※D 選手の事例：

D 選手は、「新卒業者」の適用対象となる大会(予選会を含む 61 回大会)に参加しなかったため、「新卒業者」の適用対象外となり、62 回大会については、前回参加した都道府県(60 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

※ 「—」……不参加

※ 「×」……第 60 回又は第 61 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	60 回大会	61 回大会	62 回大会	63 回大会	64 回大会
E 選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	秋田県 (居住地) 結婚	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
F 選手	東京都 (勤務地)	— (東京都)	秋田県 (居住地) 結婚	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
G 選手	東京都 (勤務地)	兵庫県 (居住地) 離婚	—	兵庫県 (居住地)	兵庫県 (居住地)
H 選手	東京都 (勤務地)	兵庫県 (居住地) 結婚	秋田県 (居住地) 離婚	秋田県 (居住地)	秋田県 (居住地)
I 選手	東京都 (勤務地)	— 結婚 (東京都→大分県 ～転居)	× (大分県)	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)

本大会[平成 19 年(平成 19 年度)]：

平成 18 年 5 月 1 日以降、平成 19 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

[参考]第 62 回大会冬季大会[平成 19 年(平成 18 年度)]：

平成 17 年 5 月 1 日以降、平成 18 年 4 月 30 日までに手続きを完了した者

※ I 選手の事例：

I 選手については、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む 61 回大会)に参加しなかったため、「結婚又は離婚に係る者」の適用対象外となり、62 回大会については、前回参加した都道府県(60 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

【事例 3：一家転住に係る者】

	60 回大会 [高 1]	61 回大会 [高 2]	62 回大会 [高 3]	63 回大会	64 回大会
J 選手	東京都 (学校所在地)	— (東京都)	兵庫県 (学校所在地) 一家転住	兵庫県 (居住地)	兵庫県 (居住地)
K 選手	東京都 (学校所在地)	東京都 (学校所在地)	秋田県 (学校所在地) 一家転住	大分県 (居住地) 新卒業者	大分県 (居住地)
L 選手	東京都 (学校所在地)	— 一家転住 (東京都→大分県 ～転居)	× (大分県)	大分県 (居住地)	大分県 (居住地)

本大会[平成 19 年(平成 19 年度)]：

平成 18 年 4 月 1 日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

[参考]冬季大会[平成 19 年(平成 18 年度)]：

平成 18 年 1 月 1 日以降、当該大会都道府県予選会までに手続きを完了した者

※ L 選手の事例：

L 選手については、「一家転住に係る者」の適用対象となる大会(予選会を含む 61 回大会)に参加しなかったため、「一家転住に係る者」の適用対象外となり、62 回大会については、前回参加した都道府県(60 回大会：東京都)と異なる都道府県から参加することができない。

※ 「—」……不参加

※ 「×」……第 60 回又は第 61 回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	60回大会	61回大会	62回大会	63回大会	64回大会	65回大会
M選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	兵庫県 ふるさと	兵庫県 ふるさと	埼玉県 (居住地)	埼玉県 (居住地)
N選手	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)	兵庫県 ふるさと	兵庫県 ふるさと	兵庫県 ふるさと	兵庫県 ふるさと
O選手	埼玉県 (居住地)	兵庫県 ふるさと (1回目①)	兵庫県 ふるさと (1回目②)	秋田県 (勤務地)	兵庫県 ふるさと (2回目①)	兵庫県 ふるさと (2回目②)
P選手	埼玉県 (居住地)	兵庫県 ふるさと (1回目①)	秋田県 新卒業者※ (勤務地)	秋田県 (勤務地)	秋田県 (勤務地)	兵庫県 ふるさと (2回目①)
Q選手	岡山県 ふるさと (1回目①)	—	岡山県 ふるさと (1回目②)	岡山県 ふるさと (1回目③)	岡山県 ふるさと (1回目④)	千葉県 (勤務地)
R選手	岡山県 ふるさと (1回目①)	—	岡山県 ふるさと (1回目②)	—	岡山県 ふるさと (1回目③)	千葉県 (勤務地)
S選手	岡山県 ふるさと (1回目①)	—	—	岡山県 ふるさと (2回目①)	岡山県 ふるさと (2回目②)	千葉県 (勤務地)
T選手	岡山県 ふるさと (1回目①)	—	—	岡山県 ふるさと (2回目①)	—	岡山県 ふるさと (2回目②)

各季大会ごと、当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目  
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

※ P選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、60回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※ Q～T選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、2年目の活用時(事例では61回大会)に国体に不参加となった場合、その次回大会(事例では62回大会)に「ふるさと」を選択し国体に参加すれば、1回目の継続活用となる(Q選手、R選手)。ただし、62回大会では「ふるさと」のみ選択可能で、「居住地を示す現住所」、「勤務地」を選択することはできない。

また、1回のふるさと選手制度活用の際に、連続して2大会以上不参加となった場合、1回の活用は終了となる(S選手、T選手)。

※ 「—」……不参加